

広報こうなん

'76・2

No. 89

編集・発行
大里郡江南村役場
TEL 36-1521 ◻360-01



＜松本明宜氏撮影＞

— 成人おめでとう —

満20歳、成人になられた喜びの中にも緊張をかくしきれない気持で、お祝いの記念品を受ける若者たち。

この日は、権利とともに、責任の大きさをあらためて自らに念を押す日でもあります。

これからは、立派な社会の一員として責任ある行動が要求されます。

おもな内容

- | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|-----------------|--------------|-------------------|-----------------|-------------|---------------|---------------|
| お知らせコーナー…………… | りを(北地区)…………… | 安心して農地の貸し借…………… | 財政事情の公表…………… | 2月22日午前8時45分…………… | 江南村をテレビで紹介…………… | 餅の贈りもの…………… | 三月十五日までに…………… | 村県民税の申告は…………… |
| (4) | (3) | (3) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) | (2) |

村県民税の申告は

三月十五日までに

ことしも村県民税の申告時期がやってきました。

申告をしていただかなければならないかたは、

◎五十年一月一日現在、本村に住所があるかたで

◎五十年中に所得のあったかた、ただし、次のかたは申告をする必要はありません。

一、給与所得だけで他の所得がなく、勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されているかた

村県民税の申告書の配布

村県民税の申告をしていただくためには、申告の日時が記入された村県民税の申告書を近日中に配布いたします。なお、申告書が届かなかつたか

2月の納税

国民健康保険税 第6期
納期……3月1日
●完納で楽く
住みよい我が郷土●

たは役場税務課へご連絡ください。

農業所得者の納税相談日

(農業所得と給与所得との合算申告者も含む)

昭和五十年分の農業所得者、及び農業所得と給与所得との合算申告を行うかたのために、所得税確定申告納税相談を次のとおり行いますので、ご利用ください。こと

しは、みなさんに確定申告書の書き方に強くなつていただくことをモットーとして、相談を進めたいと考えておりますので、とくに次のことにご留意のうえ、おでかけください。



※ 申告書は、ご自身でご記入のうえ、おわかりにならない点だけ担当者におたずねください。従って配偶者や扶養親族の氏名

生年月日、生命保険、社会保険、などの払込額は、ぜひご記入してください。相談日 二月十六日から二月十九日まで。

時間 午前十時から午後三時
場所 役場二階会議室

注一 確定申告書の封入書類に、相談日時の案内状を差し上げてありますので、なるべくその日をご利用ください。

注二 相談には次の書類などをご持参ください。

- 1、この案内状や同封の申告書の帳簿や書類
- 2、給料の支払、源泉徴収に関する帳簿や書類
- 3、生命保険や損害保険などの支払証明書
- 4、印かん
- 5、その他、申告に必要なもの

無料納税相談

相談会場	関係市町村	相談日	摘要
熊谷陳列館 (市役所前)	熊谷、大里川	2月23、24、25、26、27、28、29、30、31日	税理士が相談に応じます
	江南、妻沼	3月1、2、3、4、5、6日	
農業総合センター	江南村	3月3日	村の職員が相談に応じます

無料納税相談

確定申告に關しての無料納税相談を上記の表の日程により開設いたしますので、お気軽にご利用ください。なお、相談時間は、午前九時から午後四時までです。



餅の贈りもの

歳末助けあい運動の一環として昨年の暮に、つくした餅を村内の各施設や保護家庭、それから、村内のかたがたがお世話になつて



いる近在の施設にも贈り、たいへんよろこばれました。この餅米は村が将来総合運動場

経営の合理化に 青色申告をどうぞ

所得税確定申告と納税も三月十五日までに

青色申告は単に税金の面で有利となるだけでなく、経営の合理化にも役立ちますので、ぜひ申告されますようおすすめいたします。なお、青色申告の決算指導を次のとおり行います。

- とき 二月十七日から二月十九日まで
- ところ 江南村母子健康センター

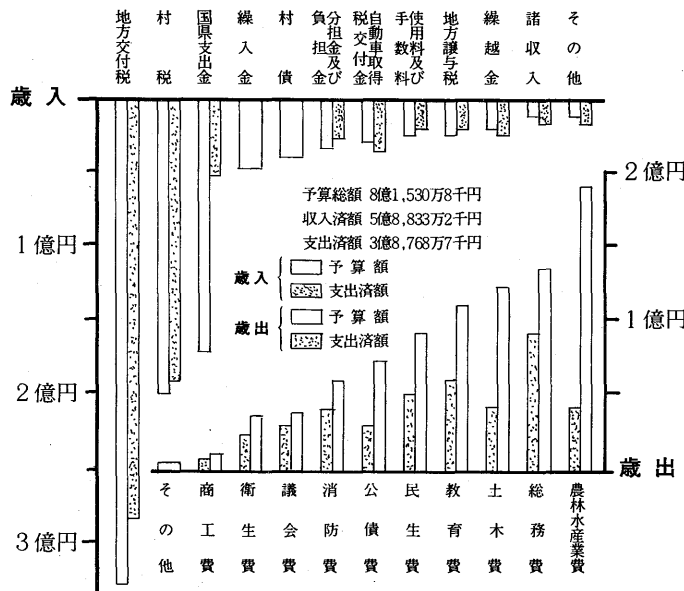
この餅米は村が将来総合運動場

当日は、八俵の餅米がみなさんのご協力により手際よくつかれ、見学に来た保育所や枋の実の郷の児童にもアンコ餅やカラミ餅がごちそうされました。

江南村をで紹介
テレビ22日(日曜)から
2午前8時45分
午前8時45分
午後4時

県政広報番組の場
玉だよりで江南村
が紹介されます。
放送時間は十分
間です。どうぞ
ご覧ください。

昭和50年度予算に対する 収入及び支出の概況 (12月31日現在)



財政事情の公表

— 効率的な財政運営 —

村の財政事情の公表は、一年に二回行いますが、今回は昭和五十年十二月三十一日現在の予算の執行状況についてお知らせいたします。

昭和五十年度は、当初から非常に厳しい財政事情下において、予算総額七億八千八百四十九万九千八百三十三円二角で、歳入に対して、七十二・二%、歳出では、三億八千七百六十八万七千円、四十七・六%を支出しております。

事業については、村の環境整備

を重点に必要度の高いものから、着々と進めておりますが、財源の確保に ついては、国、県、市の補助金を活用し、最も効率的な財政運営を努めてお

村の借入金の現在高 (12月31日)

区分	金額	説明
教育債	168,969千円	学校・幼稚園・集会所等建設費
土木債	114,738	道路整備事業
農林水産業債	24,853	農村センター建設費
衛生債	644	母子健康センター建設費
民生債	33,150	保育所建設費
減税補てん債	39	
合計	342,392	

村長管理財産

建物 3,126㎡

土地 67,004㎡

基金 34,071,100円

有価証券 380,000円

出資による権利 300,000円

教育委員会管理財産

土地 69,511㎡

建物 12,620㎡

土地開発基金 6,333㎡

現金 49,798,457円

北地区が農用地の 利用増進事業実施区域に指定 — 安心して農用地の貸し借りを —

この事業は、村が中心となって農用地区域内で、手間不足や勤めの関係で耕作を他人に任せて経営規模を小さくしたいと思っている農家と農地を借りて経営規模を多くしたいと考えている農家の双方の意向をつかんで、簡単に、そして安心して農地の賃貸借が行なわれるようにするための画期的な制度です。

そして、この事業は農地(水田裏作)にも適用の賃貸借を促進するため、農地法の制約も大に緩和されており、貸し手も安心して農地を貸すことができます。

農地を借りた



昨年十二月三十一日任期満了の選挙管理委員会委員は、十二月の定例村議会で選挙され、次のかたがたが、委員及び補充員に選出されました。

(敬称略)

委員 高橋義四郎(上新田)
 〃 小久保忠良(千代)
 〃 平山道三郎(榎春)
 〃 飯島 虎芳(板井)
 〃 永田 揖長(押切)
 〃 木村与三郎(野原)
 〃 駒井 利次(小江川)

補充員 永田 揖長(押切)
 〃 木村与三郎(野原)
 〃 駒井 利次(小江川)

そして、一月十四日の選挙管理委員会、委員長、委員長職務代理者が決定いたしました。

委員長 高橋義四郎
 同代理 小久保忠良

清き一票
 明るい政治

